

第 51 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和 5 年 9 月 14 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
御影山 手 22 号 線	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 144 地 先	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 21 地先	148.80	6.00		その 1
御影山 手 23 号 線	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 136 地 先	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 135 地 先	12.50	4.00	歩行者 専用道 路	その 1
高倉台 149号線	神戸市須磨区 高倉台 6 丁目 5 番 11 地先	神戸市須磨区 高倉台 6 丁目 5 番 38 地先	41.00	4.00	歩行者 専用道 路	その 2
高倉台 150号線	神戸市須磨区 高倉台 6 丁目 5 番 38 地先	神戸市須磨区 高倉台 6 丁目 5 番 26 地先	139.50	6.00		その 2
高倉台 151号線	神戸市須磨区 高倉台 6 丁目 25 番 40 地先	神戸市須磨区 高倉台 6 丁目 25 番 24 地先	120.50	6.00		その 2
多聞 118 号線	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 224 地先	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 236 地先	146.10	6.00		その 3
多聞 119 号線	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 198 地先	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 212 地先	146.20	6.00		その 3
多聞 120 号線	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 230 地先	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 193 地先	71.30	6.00		その 3
月が丘 1 丁目 12号線	神戸市西区月 が丘 1 丁目 5 番 1 地先	神戸市西区月 が丘 1 丁目 5 番 8 地先	80.00	4.00	自転車 歩行者 専用道 路	その 4
井吹台 北町 82 号線	神戸市西区井 吹台北町 3 丁 目 24 番 地先	神戸市西区井 吹台北町 5 丁 目 10 番 地先	950.00	10.00		その 5
池谷 20	神戸市西区井	神戸市西区櫛	600.00	8.10		その 5

号線	吹台北町3丁目32番地先	谷町池谷字苗代ノ内444番4地先				
井吹台西町116号線	神戸市西区井吹台西町8丁目3番地先	神戸市西区井吹台西町8丁目1番1地先	320.00	10.00		その5

## 2 廃止する市道路線

### (1) (2)以外の廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
湊西方面第18号線	神戸市兵庫区東出町2丁目103番3地先	神戸市兵庫区東出町2丁目92番3地先	11.50	最大2.50 最小1.40	その6
伊川谷里834号線	神戸市西区伊川谷町布施畑字大阪谷1073番地先	神戸市西区伊川谷町布施畑字柏木谷1156番122地先	362.80	1.00	その7
伊川谷里835号線	神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑1181番17地先	神戸市西区伊川谷町布施畑字丸畑1181番17地先	60.70	1.00	その7
伊川谷里670号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字下住尾1631番12地先	神戸市西区伊川谷町有瀬字下住尾1631番12地先	12.60	1.00	その8
東灘里72号線	神戸市東灘区住吉本町1丁目1876番158	神戸市東灘区住吉本町1丁目1876番148	23.00	4.40	その9

### (2) 土地改良事業に伴い廃止する市道路線

県営土地改良事業淡河地区萩原北工区内の従前の市道路線。(議案参照図その10)

### 理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 [略]

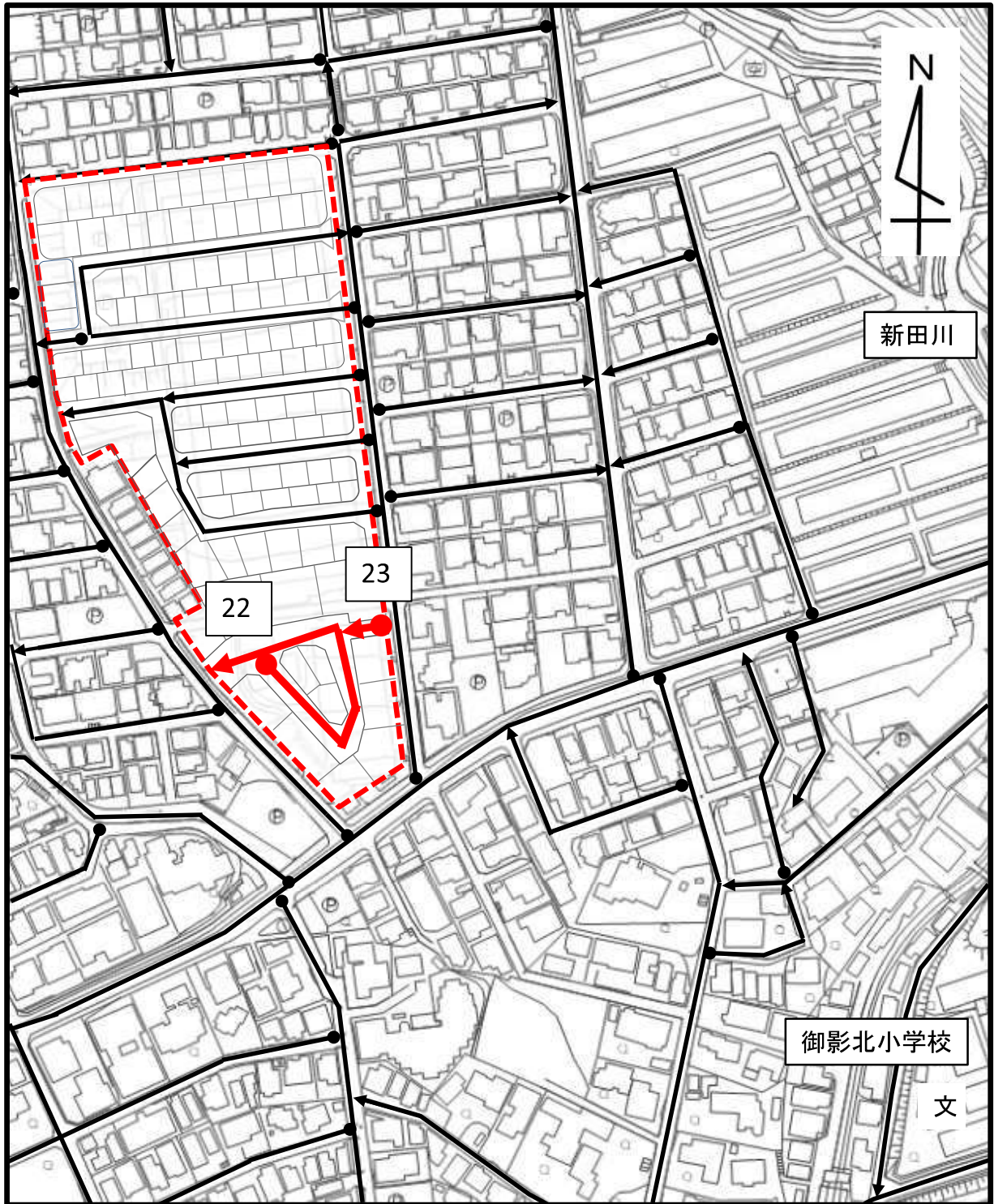
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

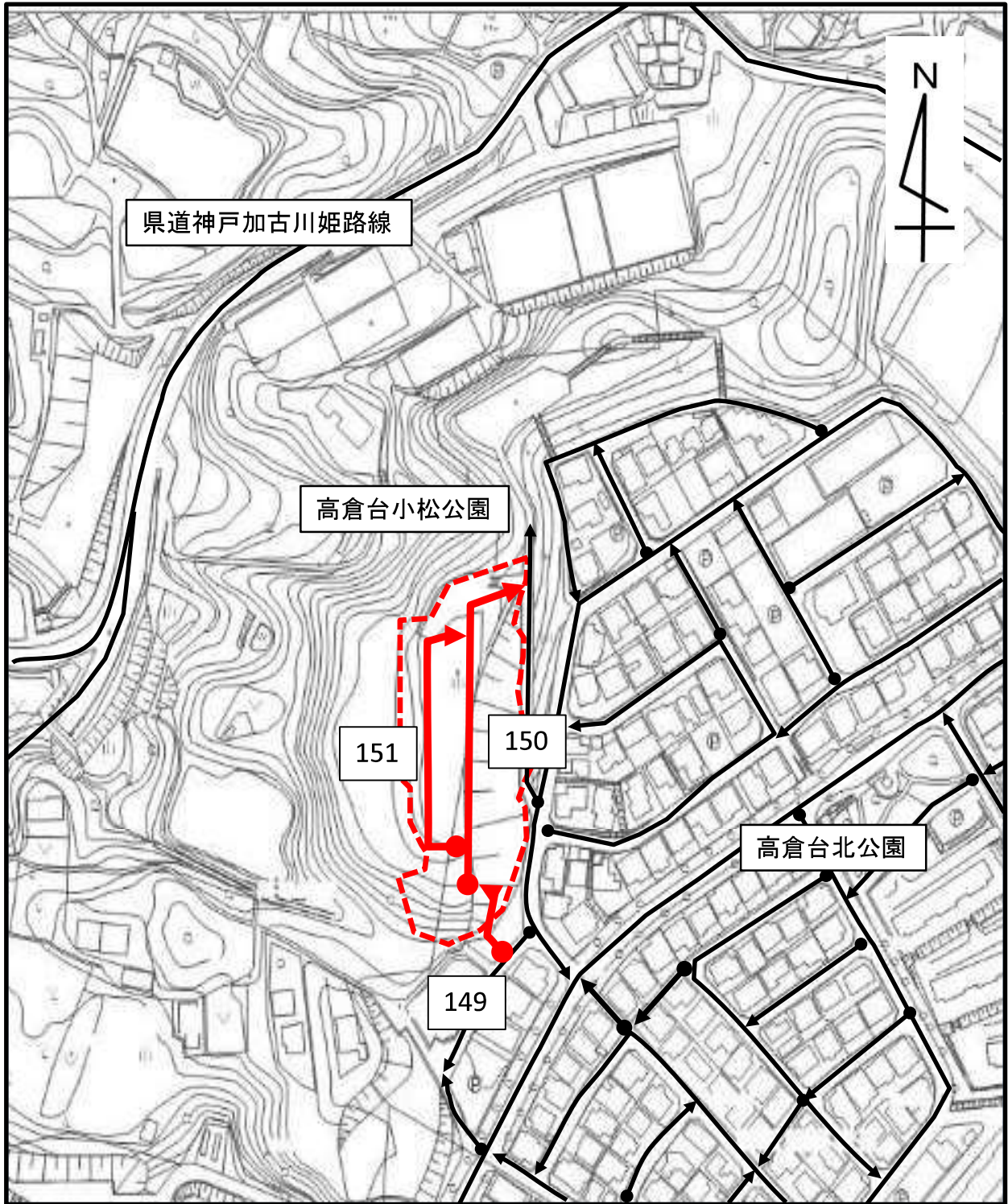
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

# 議案参照図(その1)






凡例	
	<b>今回認定道路</b> (御影山手22、23号線) (23号線は歩行者専用道路)
	<b>既認定道路</b>
	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

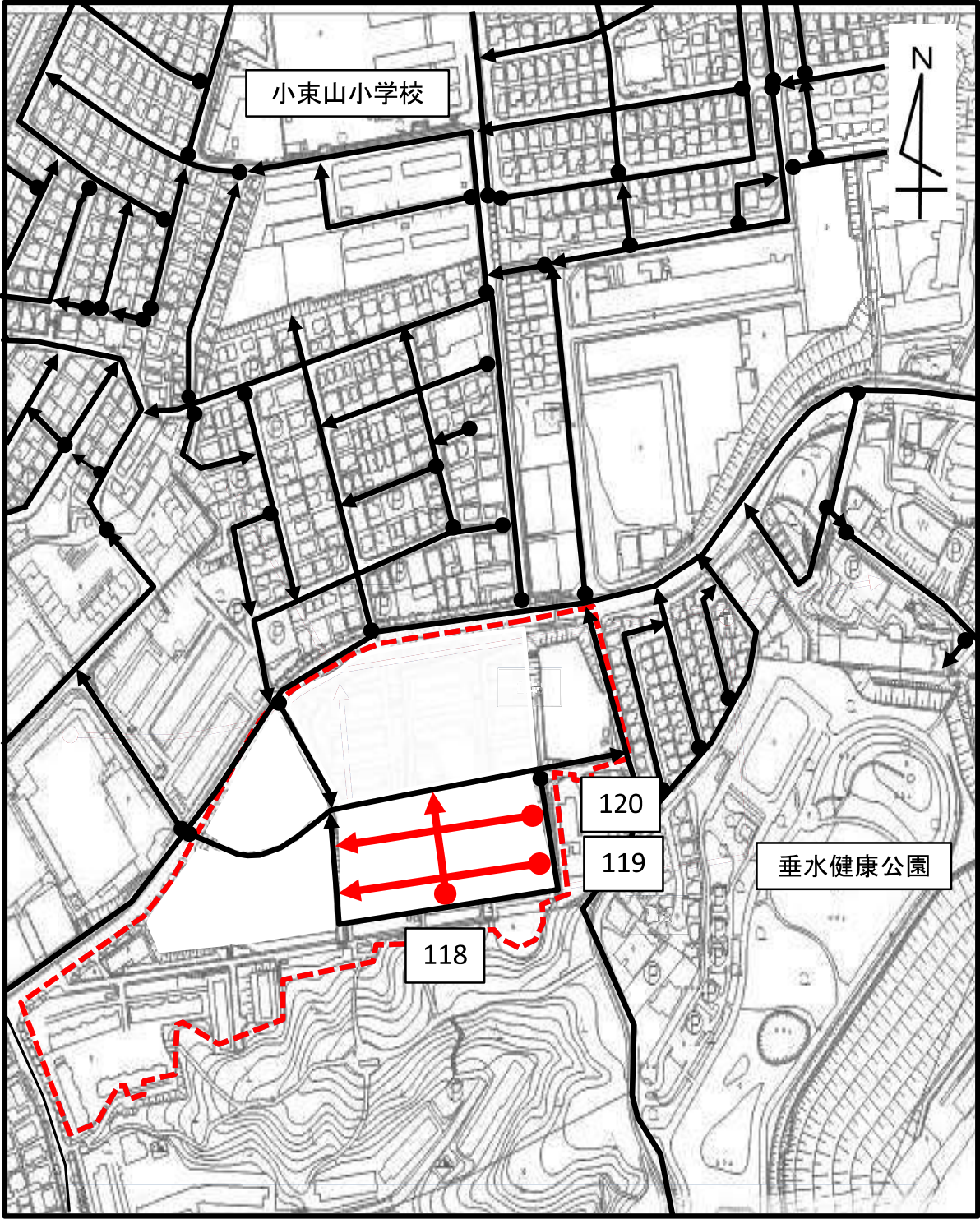
# 議案参照図(その2)



凡例

-  **今回認定道路**  
(高倉台149、150、151号線)  
(149号線は歩行者専用道路)
-  **既認定道路**  
都市計画法(昭和43年法律第100号)  
第29条の許可に係る開発区域
-  都市計画法(昭和43年法律第100号)  
第29条の許可に係る開発区域

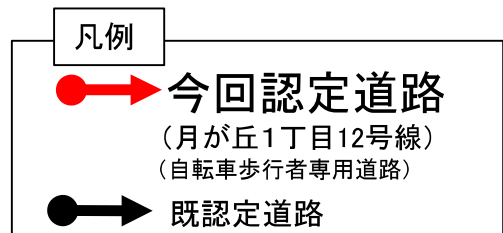
# 議案参照図(その3)



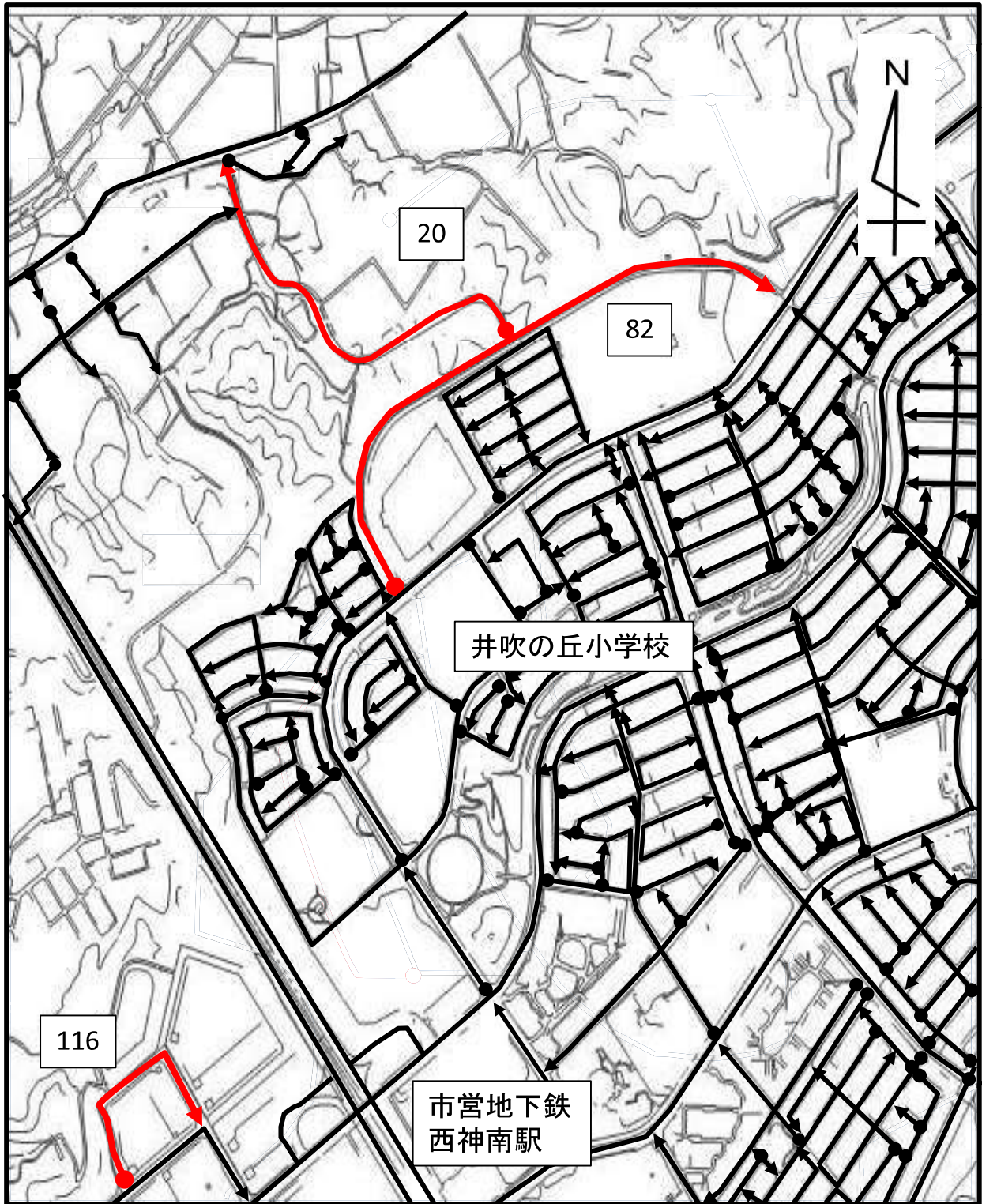
凡例

- 今回認定道路**  
(多間118、119、120号線)
- 既認定道路**
- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域**

議案参照図(その4)



# 議案参照図(その5)



凡例

**今回認定道路**  
(井吹台北町82号線、池谷20号線、井吹台西町116号線)


既認定道路



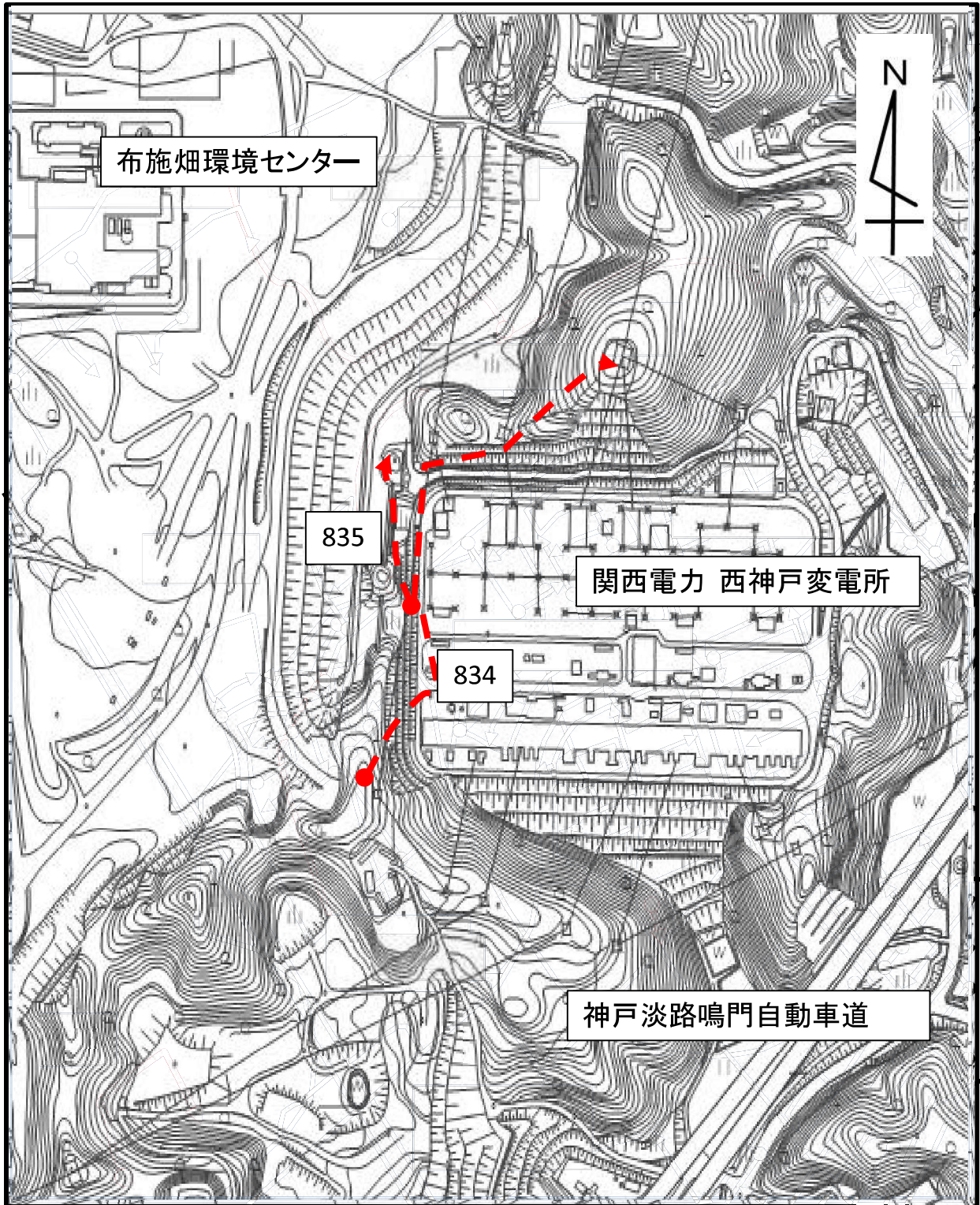
# 議案参照図(その6)



凡例

 **今回廃止道路**  
(湊西方面第18号線)

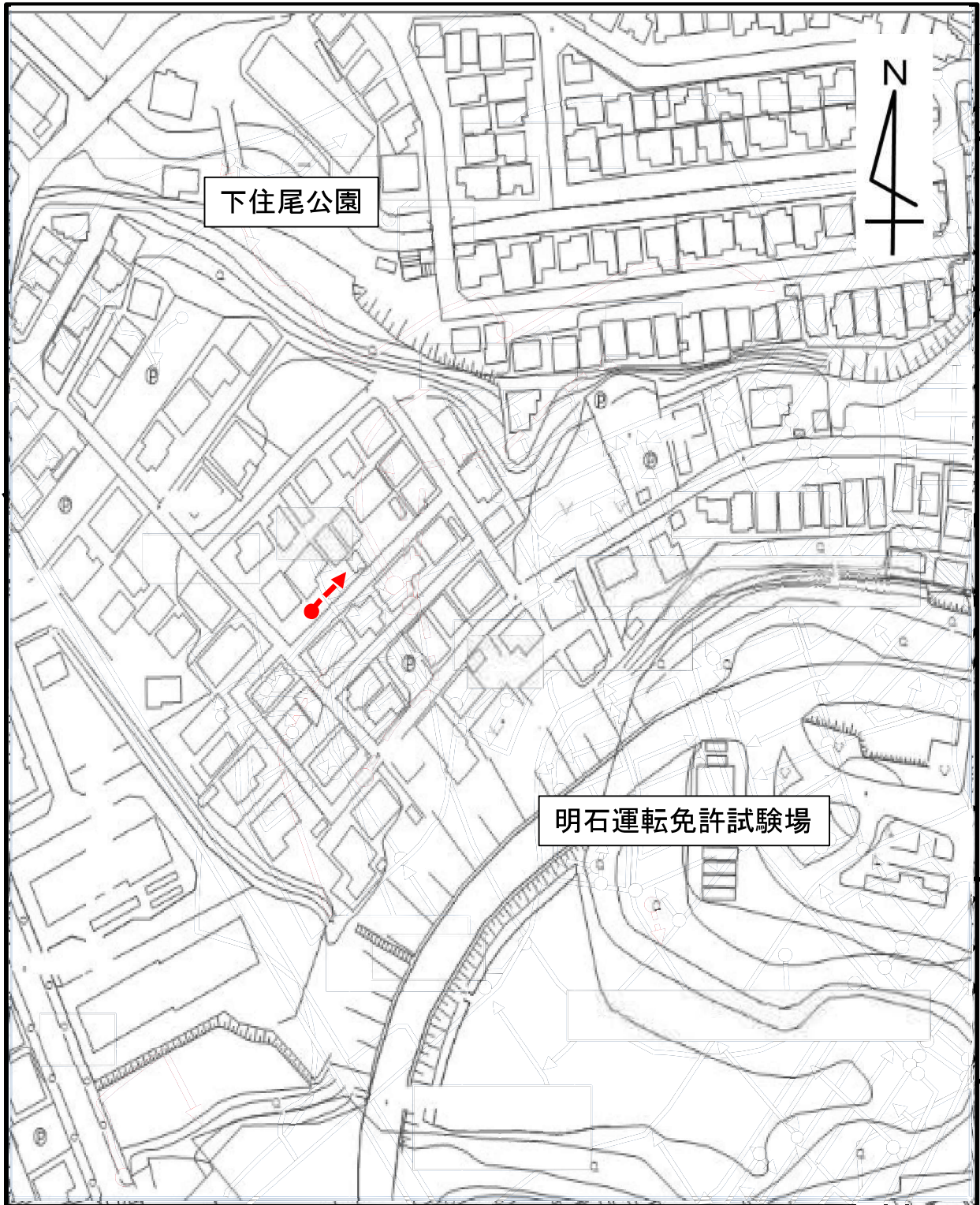
議案参照図(その7)



凡例

**今回廃止道路**  
(伊川谷里834号線、835号線)

# 議案参照図(その8)



凡例

●→ 今回廃止道路  
(伊川谷里670号線)

# 議案参照図(その9)



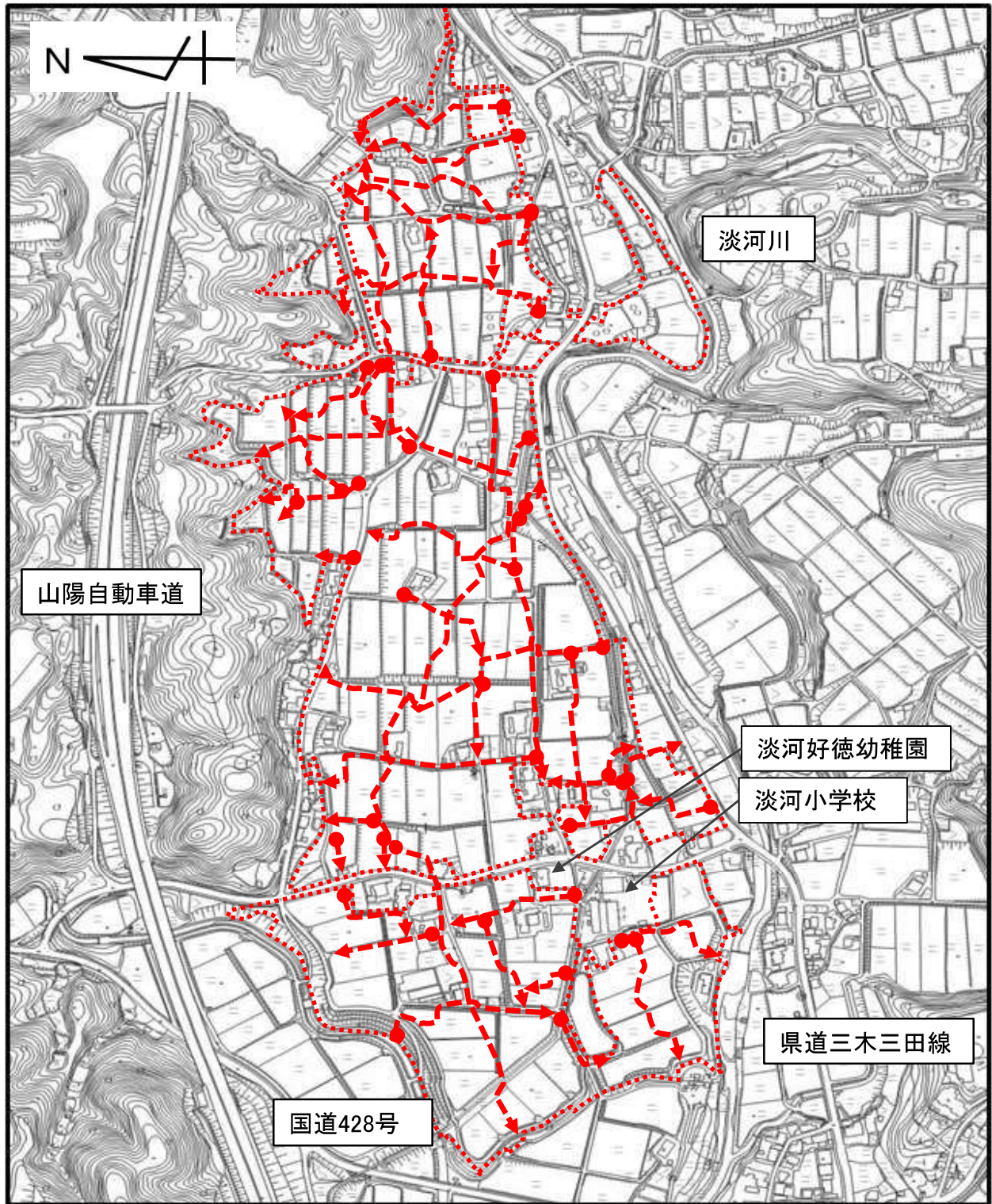
凡例



今回廃止道路

(東灘里72号線)

# 議案参照図(その10)



凡例	<b>今回廃止道路</b> (工区内の従前の市道路線)
	県営土地改良事業 淡河地区萩原北工区